

大磯町郷土資料館条例

大磯丘陵の豊かな緑と相模湾の青い海に囲まれた大磯町の自然と文化を継承するために、郷土に関する資料を収集、保管、活用する大磯町郷土資料館条例を定める。あわせて、町内外の方々の善意によって再建された旧吉田茂邸を広く一般に公開することで、地域の文化を伝え、地域の発展に寄与するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、郷土の自然と文化、歴史を広く一般に啓発することを目的として設置する大磯町郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づき、郷土の考古、歴史、民俗、自然科学等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示して町民等の利用に供し、その知識、技能又は調査研究等に資するために必要な事業を行い、広く文化の発展に寄与するために郷土資料館を設置する。

(区分、名称及び位置)

第3条 郷土資料館の区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

| 区分 | 名称 | 位置 |
|----|----------|---------------|
| 本館 | 大磯町郷土資料館 | 大磯町西小磯446番地の1 |
| 別館 | 旧吉田茂邸 | 大磯町西小磯418番地 |

(職員)

第4条 郷土資料館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) その他の職員

(一般公開日)

第5条 郷土資料館の一般公開日は、次に掲げる日を除く。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とする。）
- (2) 毎月1日。ただし、1月にあっては、4日とし、それらの日が前号の一般公開しない日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に一般公開日を変更し、又は設けることができる。

(開館時間)

第6条 開館時間は、本館は午前9時から午後5時までとし、別館は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館制限)

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合には、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び附属設備並びに博物館資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が入館を不相当と認めるとき。

(観覧料)

第8条 郷土資料館に入館しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

- 2 観覧料の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 観覧料は、前納しなければならない。
- 4 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(施設の貸出)

第9条 本館研修室、廻廊及び別館全館は、第2条の規定にのっとり活動のために使用することができる。

- 2 前項の規定により施設を使用する者は、使用料を納めなければならない。
- 3 使用料の額は、別表第2のとおりとする。
- 4 別館において、業として行う写真の撮影、映画若しくはテレビ等の撮影又は興行のために使用する場合は、使用料の額を別表第3のとおりとする。
- 5 使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるもののほか、期日までに前納しなければならない。
- 6 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 入館者が、自己の責めに帰すべき理由により施設及び附属設備並びに博物館資料等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示により、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(協議会)

第11条 郷土資料館の円滑な運営を図るため、大磯町郷土資料館協議会を置く。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の廃止)
- 2 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例(昭和62年大磯町条例第28号)は、廃止する。
(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。
別表中「郷土資料館運営委員会委員」を「郷土資料館協議会委員」に改める。
(経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大磯町郷土資料館条例の相当規定によってなされたものとみなす。
(準備行為)
- 5 この条例による改正後の大磯町郷土資料館条例(以下この項において「新条例」という。)別表第2、別表第3に規定する使用料の徴収、その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

別表第1(第8条関係)

1 本館

| 区分 | 観覧料(1人につき) |
|-----|------------------------------------|
| 常設展 | 無料 |
| 企画展 | 特に必要と認めるとき500円以内において教育委員会がその都度定める額 |

2 別館

| 区分 | | 観覧料(1人につき) |
|----------------------------|---------|------------|
| 個人 | 大人 | 500円 |
| | 中学生・高校生 | 200円 |
| 20人以上の団体 | 大人 | 450円 |
| | 中学生・高校生 | 150円 |
| 障がい者手帳の提示があった場合、障がい者と介護者1人 | | 無料 |

(備考)

「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害

者保健福祉手帳の交付を受けている者。

別表第2（第9条関係）

1 研修室

| 区分 | | 使用料（1時間につき） |
|-------|------|-------------|
| 本館研修室 | 町内団体 | 500円 |
| | 町外団体 | 1,000円 |
| 別館研修室 | | 300円 |

2 展示施設

| 区分 | | 使用料（1日につき） |
|----------|--|------------|
| 本館廻廊 | | 30,000円 |
| 別館展示・休憩室 | | 6,000円 |

3 その他の施設

| 区分 | | 使用料 |
|-------|--------|----------|
| 別館全館 | 1日につき | 120,000円 |
| | 1時間につき | 18,000円 |
| 別館食堂 | 1日につき | 20,000円 |
| | 1時間につき | 3,000円 |
| 別館和室 | 1日につき | 17,000円 |
| | 1時間につき | 2,500円 |
| 別館金の間 | 1日につき | 14,000円 |
| | 1時間につき | 2,000円 |

別表第3（第9条関係）

| 区分 | 使用料（1回につき） |
|-------------------------|---------------------------|
| 業として行う写真の撮影 | 各室等の使用料に100分の105を乗じた額とする。 |
| 業として行う映画若しくはテレビ等の撮影又は興行 | 各室等の使用料に100分の110を乗じた額とする。 |

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄